

## 日本学術会議公開シンポジウム

### 欧州一般データ保護規則（GDPR）に対する日本の学術界の対応

日時 平成 31 年 3 月 27 日（水）14:00～16:30

場所 日本学術会議講堂

（東京都港区六本木 7-22-34 東京メトロ千代田線乃木坂駅 5 番出口左手）

主催 日本学術会議法学委員会、同「IT 社会と法」分科会

#### プログラム

14:00 開会あいさつと趣旨説明

松本恒雄（日本学術会議会員、法学委員会委員長、「IT 社会と法」分科会委員長、  
独立行政法人国民生活センター理事長）

14:10 GDPR の概要と十分性認定について

佐脇紀代志（個人情報保護委員会参事官）

14:40 GDPR に対する日本の学協会・研究機関の実践的対応について

板倉陽一郎（弁護士、理研 AIP 客員主管研究員、国立情報学研究所客員教授）

15:10 GDPR に対する欧州の学協会の対応状況について

鈴木秀美（日本学術会議連携会員、「IT 社会と法」分科会委員、  
慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授）

15:20 会場からの質疑

16:20 まとめと閉会あいさつ

佐藤岩夫（日本学術会議会員、第一部部長、東京大学社会科学研究所長・教授）

#### 公開シンポジウムの開催趣旨

2018 年 5 月 25 日から、欧州において一般データ保護規則（GDPR）が全面適用され、EU 域内から日本を含む EU 域外に個人データを移転する場合の取扱い（域外移転）について原則禁止という厳しい規制が課される（44 条以下）のみならず、一定の場合には、GDPR が EU 域外での個人データの収集や利用に対しても適用される（域外適用）。

すなわち、有償・無償を問わず、EU 域内のデータ主体に対する物品またはサービスの提供が、EU 域内に拠点のない者によって行われる場合にも GDPR が適用され（3 条 2(a)）、そのような場合に EU 域内に拠点のない個人データ管理者は EU 域内における代理人を指定しなければならないとされている（27 条）。どのような場合が域外適用の対象になるかの判断は、使用言語、支払通貨、EU 域内の者への言及などのファクターを総合的に考慮して行われると言われている。

2019年2月15日の日本経済新聞朝刊によると、すでに日本企業を含む多数の企業に個人からのGDPRに基づく権利行使がなされ、個人データ保護機関への不服申立ても10万件に迫っているという。GDPR違反に対しては、最大で2000万ユーロ（約25億円）、または事業の場合には前年度世界全体の売上総額の4%の金額のいずれか高額な制裁金が課される可能性がある（83条）。2019年1月21日には、フランスの個人データ保護機関が、グーグルに対して5000万ユーロの制裁金を課している。

EU域内で事業活動を行っている企業に与える影響はもちろん大きなものがあるが、GDPRは企業のみならず、行政機関や研究機関、学協会などの様々な組織、さらには、「自然人によって純粋に私的な行為又は家庭内の行為の過程において行われる場合」を除いて個人にも適用される（2条2(c)）。もっとも、科学調査もしくは歴史調査の目的や統計の目的のための個人データの取扱いについては、加盟国は、データ主体の有する一定の権利が、個別具体的な目的の達成を著しく阻害するおそれがある場合であり、かつ特例が目的達成に必要である場合に限り、データ主体の権利の特例を定めることができることとされている（69条2項）。どのような特例が認められているかは、加盟国の法制を精査する必要がある。調査や統計の目的でない場合は、学術組織の活動であってもGDPRの適用を免れない。

日本の個人情報保護の状況がEUレベルであることを認定する十分性認定が2019年1月23日付でなされ、データの日本への域外移転の手続きはかなり緩和されることとなった（45条）。しかし、この十分性認定は、わが国の個人情報保護法が適用される民間組織についてのものであり、行政機関個人情報保護法や独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護条例の適用を受ける組織（国立大学法人など）については、対象外とされている（総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室平成30年12月5日付け事務連絡）。したがって、国公立大学の研究者や職員が欧州で収集した個人情報を日本に移転する場合には、上記の調査や統計目的で適用除外とされていない限り、引き続き厳しい手続きに服さなければならない。

GDPRについての企業向けの解説やマニュアルは多数現れているが、非営利組織向けのものほとんどみかけない。そのため、国際的な研究活動や学術交流活動を行っている学術組織には、GDPRに対してどのように対応すべきかについてのとまどいも見られる。

このような状況の中で、GDPRの内容を正しく理解し、日本の学術界としてどのように対応することが適切であるかについて、法学委員会と同「IT社会と法」分科会の共催で、GDPRに詳しい3人の専門家をパネリストとして公開シンポジウムを開催する。

質疑時間を十分に確保しているため、GDPRについて関心をお持ちの方々のみならず、GDPRへの対応をめぐる漠然とした疑念や不安感をいただいている学協会・研究機関のみならずの参加をお待ちしています。